



Press Release

石川労働局発表

平成 24 年 11 月 16 日

(照会先)

石川労働局労働基準部

担当 健康安全課長 越川 昌明

産業安全専門官 宮野 広之

連絡先 076-265-4424

FAX 076-265-4431

平成 24 年度年末・年始労働災害防止運動を展開

～労働災害が発生しやすい環境下で一層の取組を～

石川労働局(局長 磯部 隆文)では、平成 24 年 12 月 1 日から平成 25 年 1 月 15 日までを運動期間として、「平成 24 年度 年末・年始労働災害防止運動」を展開します。

平成 24 年の労働災害発生状況を見ると、総数は前年より減っていますが、年明け当初を除くと減少していると言い難い状況になっており、一層の災害防止対策の徹底を図る必要があります。そのような中、当期間は、多くの産業では繁忙期となること、1 月～2 月にかけて凍結等による転倒災害が増加するおそれがあることなど、労働災害が発生しやすい環境下であることから、別添「平成 24 年度 年末・年始労働災害防止運動の実施要領」のとおり、関係団体への要請等を実施し、事業者による自主的な災害防止活動の展開を呼び掛けます。

記

1 運動期間 平成 24 年 12 月 1 日(土)～平成 25 年 1 月 15 日(火)

2 運動期間において事業者が実施すべき事項

経営トップ自らが、安全衛生方針を決意表明し、全ての労働者に対して労働災害防止について呼び掛けを行う。

経営首脳陣による安全パトロールを実施する。

機械設備について定期自主点検及び作業開始前の点検の実施を徹底する。

屋外の凍結しやすい場所を確認し、シートを敷くなど、凍結等による転倒災害を防止する。

安全衛生旗の掲揚及び年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示を行う。

次の業種の事業場にあつては、要領に示された重点的な対策を実施する。

- ・食料品製造業
- ・輸送用機械等製造業
- ・木造家屋建築工事業
- ・道路貨物運送業
- ・林業

3 運動期間等において労働局が実施する事項

関係団体に対する労働災害防止への一層の取組の要請

なお、本運動に先立ち既に別添のとおり関係団体に対する要請を実施している。

事業場への転倒災害防止要請

一昨年、転倒災害が多発したことを踏まえ、広い社員用駐車場を持っているなど、凍結等による転倒災害が発生しやすい環境にある事業場等に対し、転倒災害防止について、別添転倒災害の防止に関するチラシを送付し、注意を呼び掛ける要請などを行います。

平成 24 年度年末・年始労働災害防止運動の実施要領

1 趣旨、目的について

石川県内の平成 24 年 10 月末における休業 4 日以上之死傷者数は、804 人となっており、昨年同期に比べ 51 人、割合にして 6.0%の減少となっている。しかし、その内容を分析すると、冬期間に増加した凍結等による転倒災害にかかる件数のみが減少しており、当該災害を除くと労働災害が減少しているとは言い難い状況である。

休業 4 日以上之死傷者数を業種別にみると、食料品製造業が 55 人 (+12 人、+27.9%)、輸送用機械等製造業が 17 人 (+12 人、+240.0%)、木造家屋建築工事業が 36 人 (+15 人、+71.4%)、林業が 20 人 (+11 人、+122.2%)と前年同期と比べ大幅な増加をみている。

死亡災害については、建設業における墜落・転落災害、運転代行業における交通災害などが目立つほか、ビルメンテナンス業におけるエレベーターのはさまれ・巻き込まれ災害など、全国的に注目を集める労働災害も発生しているところである。

今後、年末から年始にかけて、多くの産業では繁忙期となり、労働災害が発生しやすい環境になることから、活発な災害防止活動の展開が必要と考えられることから、平成 24 年の年末から平成 25 年の年始にかけて労働災害防止運動を実施することとする。

なお、食料品製造業、輸送用機械等製造業、木造家屋建築工事業及び林業においては、留意事項を参考とし重点的な実施を促すものとする。

2 運動期間 平成 24 年 12 月 1 日～平成 25 年 1 月 15 日

3 主唱者 石川労働局

金沢労働基準監督署 小松労働基準監督署 七尾労働基準監督署 穴水労働基準監督署

4 協力団体

(社)石川県労働基準協会連合会	(社)日本鳶工業連合会石川県支部
建設業労働災害防止協会石川支部	(公社)建設荷役車両安全技術協会石川県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会石川県支部	(一社)金沢労働基準協会
林業・木材製造業労働災害防止協会石川県支部	(一社)小松労働基準協会
(社)日本ボイラ協会石川支部	(社)七尾労働基準協会
(一社)日本クレーン協会北陸支部	(社)加賀労働基準協会
(協)石川県プレス工業管理センター	(社)奥能登総合労働基準協会

5 主唱者が実施する事項

下記 7 の事業場の実施事項について、次のとおり広報等を行う。

報道機関及びホームページによる広報の実施

労働災害防止団体等への文書による要請

冬期間における凍結等による転倒災害防止対策にかかる広報等の実施

6 協力団体が実施する事項

各団体が行う年末年始時期の労働災害防止活動に併せて、下記の実施事項について周知及び指導を行う。

7 事業場の実施事項

次の項目を中心に実施する。

経営トップ自らが、安全衛生方針を決意表明し、全ての労働者に対して労働災害防止について呼び掛けを行う。

経営首脳陣による安全パトロールを実施する。

機械設備について定期自主点検及び作業開始前の点検の実施を徹底する。

屋外の凍結しやすい場所を確認し、シートを敷くなど、凍結等による転倒災害を防止する。

安全衛生旗の掲揚及び年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示を行う。

次の業種の事業場にあつては、下記の留意事項に応じた重点的な対策を実施する。

ア 食料品製造業

食品加工用機械の修理、点検時に当該機械によるはさまれ・巻き込まれ、切れが多く発生している。また、通路、作業床での転倒が多く発生している。

対策として、食品加工用機械による業務について、法令に規定されているとおり機械を完全に停止して修理、点検を行う。また、リスクアセスメントを実施し、機械設備の本質安全化を図るとともに、残留リスク情報について共有し、その対策（作業手順の作成遵守、残留リスクの明示など）を徹底する。

転倒災害では、通路等の障害物の整理や清掃を徹底する。

イ 輸送用機械等

経験年数が1年未満の労働者による災害が約半分を占めている。また、災害の種類では、機械設備によるはさまれ・巻き込まれ災害が約半分を占めており、同様に経験年数が1年未満の労働者が約半分を占めている。

対策として、機械設備による業務についてリスクアセスメントを実施し、機械設備の本質安全化を図るとともに、残留リスク情報について共有し、その対策（作業手順の作成遵守、残留リスクの明示など）を徹底する。

雇入れ時の安全衛生教育を確実に実施する。また、現在の安全衛生教育の内容が現状と合致しているか検討し、必要な改善を行う。

ウ 木造家屋建築工事業

屋根あるいは外壁等の改修工事及び解体工事における災害が増加している。墜落・転落災害が最も多く、改修工事では約7割、解体工事では5割を占めている。

墜落・転落災害では、高所作業場所を起因とする災害のほか、脚立やはしご等を起因とする災害も発生している。

対策として、高所作業時には足場を組む等により作業床を確保する。また、確保できない場合は安全帯の使用を徹底する。

使用するはしご等の点検及び適切な使用方法を徹底する。

エ 道路貨物運送業

平成24年は平成23年に比べ減少となっているが、荷役作業における災害が平成24年においても6割近くを占めておりトラック荷台からの墜落災害が大半を占めている。荷役作業時の災害発生場所は8割が荷主等の客先となっている。

対策として、荷役作業における適切な作業計画及び作業手順書の作成、荷主等への協力により荷役作業の事前確認、荷主等と連絡調整が十分に行える体制の整備、トラック荷台の周囲に作業床等の設置を徹底する。

オ 林業

災害の型では切れ災害と激突され災害が多くを占める。切れ災害は、ほとんどがチェーンソーによるもので、激突され災害は、伐採した木材が激突してきたものがほとんどである。

被災者を年齢で見ると 50 歳以上が 7 割を占めており、経験年数では、3 年未満が 5 割を占めているが、10 年以上の経験者でも 3 割を占めている。10 年以上の経験者の災害では、木材等の激突され災害が多発する傾向が認められる。

対策として、チェーンソー作業時には、保護具（プロテクター）の着用及び適切な使用方法を徹底する。

伐採時のかかり木への対策を徹底する。

未熟練労働者に対する安全衛生教育を徹底するとともに、熟練労働者に対しては、慣れからくる不安全作業をなくすための再教育を徹底する。

石労発第 1415 号
平成 24 年 11 月 1 日

別添の災害防止団体等の長 殿

石川労働局長

年末・年始労働災害防止運動の実施について

日頃から、労働行政の運営に御理解と御協力を賜り御礼申し上げます。

さて、平成 24 年の石川県内における労働災害による休業 4 日以上之死傷者数は、9 月末現在で 7 2 2 人となり、昨年同期に比べ 4 5 人の減少（割合では 5 . 9 % の減少）となっています。しかし、その中身を分析すると、冬期間に増加した凍結等による転倒災害にかかる件数のみが減少しており、それを除くと決して災害が減少しているとは言い難い状況にあります（別添「平成 24 年署別・業種別死傷者数（9 月末速報）」及び「石川県における月別労働災害発生状況（休業 4 日以上）」を参照）。また、食料品製造業、輸送用機械等製造業、木造家屋建築工事業、林業においては大幅な増加となっています。災害の詳細は、別紙「労働災害増加業種における留意事項」のとおりです。

死亡災害では、平成 24 年 9 月以降連続して発生し、昨年を上回る 12 人（速報値。調査中を含む。）の尊い命が奪われています。

今後は、凍結等による転倒災害が発生しやすい冬期間を迎えることとなり、さらに年末の繁忙期に入ることから、一層の労働災害防止活動に取り組む必要があります。

つきましては、平成 24 年 12 月 1 日から「年末・年始労働災害防止運動」を実施することといたしましたので、当期間中において、下記の事項を実施していただくことにより労働災害防止を徹底していただくよう、傘下事業場への周知・指導を要請いたします。

記

- 1 年末年始労働災害防止運動
実施期間 平成 24 年 12 月 1 日から平成 25 年 1 月 15 日まで
- 2 当期間中に実施する事項
経営トップ自らが、安全衛生方針の決意表明し、全ての労働者に対して労働災害防止について呼びかけを行う。
経営首脳陣による安全パトロールを実施する。

機械設備について定期自主点検及び作業開始前の点検の実施を徹底する。

屋外の凍結しやすい場所を確認しシート等を引くなど、凍結等による転倒災害を防止する。

安全衛生旗の掲揚及び年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示を行う。

次の業種の事業場にあっては、別紙の留意事項による対策を実施する。

食料品製造業

輸送用機械等製造業

木造家屋建築工事業

道路貨物運送業

林業

別紙

労働災害増加業種における留意事項 (災害の発生状況と災害防止対策)

1 食料品製造業

食品加工用機械の修理、点検時に当該機械によるはさまれ・巻き込まれ、切れが多く発生している。また、通路、作業床での転倒が多く発生している。

対策として、食品加工用機械による業務について、法令に規定されており機械を完全に停止して修理、点検を行う。また、リスクアセスメントを実施し、機械設備の本質安全化を図るとともに、残留リスク情報について共有し、その対策（作業手順の作成遵守、残留リスクの明示など）を徹底する。

転倒災害では、通路等の障害物の整理や清掃を徹底する。

2 輸送用機械等製造業

経験年数が1年未満の労働者による災害が約半分を占めている。また、災害の種類では、機械設備によるはさまれ・巻き込まれ災害が約半分を占めており、その中でも経験年数が1年未満の労働者が約半分を占めている。

対策として、機械設備による業務についてリスクアセスメントを実施し、機械設備の本質安全化を図るとともに、残留リスク情報について共有し、その対策（作業手順の作成遵守、残留リスクの明示など）を徹底する。

雇入れ時の安全衛生教育を確実に実施する。また、現在の安全衛生教育の内容が現状と合致しているか検討し、必要な改善を行う。

3 木造家屋建築工事業

屋根あるいは外壁等の改修工事及び解体工事における災害が増加している。墜落・転落災害が最も多く、改修工事では約7割、解体工事では5割を占めている。

墜落・転落災害では、高所作業場所を起因とする災害のほか、脚立やはしご等を起因とする災害も発生している。

対策として、高所作業時には足場を組む等により作業床を確保する。また、確保できない場合は安全帯の使用を徹底する。

使用するはしご等の点検及び適切な使用方法を徹底する。

4 道路貨物運送業（陸上貨物運送事業）

平成24年は平成23年に比べ減少となっているが、荷役作業における災害が平成24年においても6割近くを占めておりトラック荷台からの墜落災害が大半を占めている。荷役作業時の災害発生場所は8割が荷主等の客先となっている。

対策として、荷役作業における適切な作業計画及び作業手順書の作成、荷主等への協力により荷役作業の事前確認、荷主等と連絡調整が十分に行える体制の整備、トラック荷台の周囲に作業床等の設置を徹底する。

5 林業

災害の型では切れ災害と激突され災害が多くを占める。切れ災害は、ほとんどがチェーンソーによるもので、激突され災害は、伐採した木材が激突してきたものがほとんどである。

被災者を年齢で見ると50歳以上が7割を占めており、経験年数では、3年未満が5割を占めているが、10年以上の経験者でも3割を占めている。10年以上の経験者の災害では、木材等の激突され災害が多発する傾向が認められる。

対策として、チェーンソー作業時には、保護具（プロテクター）の着用及び適切な使用方法を徹底する。

木材の激突は、かかり木への対策を徹底する。

未熟練労働者に対する安全衛生教育を徹底するとともに、熟練労働者に対しては、慣れからくる不安全作業をなくすための再教育を徹底する。

別紙

要請対象労働災害防止団体等

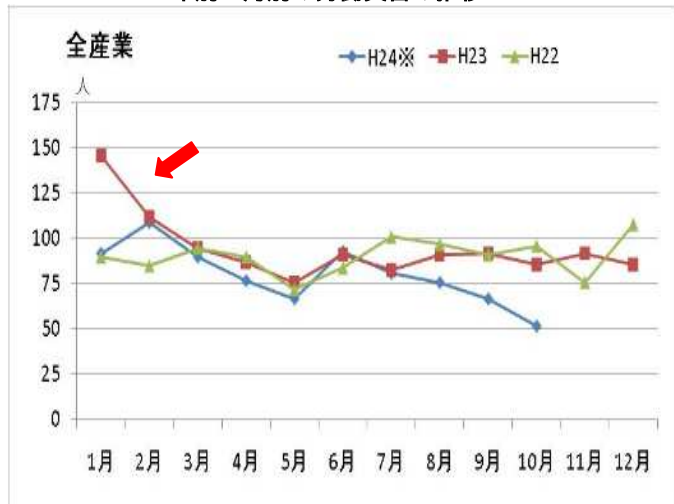
(社)石川県労働基準協会連合会 会長
(一社)金沢労働基準協会 会長
(一社)小松労働基準協会 会長
(社)七尾労働基準協会 会長
(社)加賀労働基準協会 会長
(社)奥能登総合労働基準協会 会長
建設業労働災害防止協会石川支部 支部長
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 石川県支部 支部長
林業・木材製造業労働災害防止協会 石川県支部 支部長
(社)日本ボイラ協会石川支部 支部長
(一社)日本クレンジン協会北陸支部 支部長
(協)石川県プレス工業管理センター 代表理事
(社)日本鷲工業連合会石川県支部 支部長
(公社)建設荷役車両安全技術協会 石川県支部 支部長

平成24年度 年末・年始労働災害防止運動

平成24年の石川県内における労働災害は、10月末現在の休業4日以上死傷者数で804人となり、昨年同期に比べ51人の減少（6.0%の減少）となっています。しかし、その内容を分析すると、平成23年の冬期間に多発した凍結等による転倒災害にかかる件数のみが減少しており、それを除くと決して減少しているとは言い難い状況にあります。特に、**食料品製造業、輸送用機械等製造業、木造家屋建築工事業、林業**においては大幅な増加となっています。

平成24年労働災害発生状況（10月末）

年別・月別の労働災害の推移



速報版 (人) 石川労働局

業種別	24年		23年		前年同月比		
	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	増減率
	全業種	9	804	9	855	0	-51
製造業							
食料品製造		55		43		12	27.9%
輸送機械製造		17		5		12	240.0%
製造業		230		230		0	0.0%
鉱業							
土木工事	1	28	1	32	0	-4	-12.5%
木造家屋建築	1	36	1	21	0	15	71.4%
建築工事	3	66	1	59	2	7	11.9%
設備工事	1	15	1	17	0	-2	-11.8%
建設業	5	109	3	108	2	1	0.9%
運輸交通業		86	6	114	-6	-28	-24.6%
林業		20		9		11	122.2%
農林業		27		15		12	80.0%
商業	1	106		131	1	-25	-19.1%

今後は、凍結等による転倒災害が発生しやすい冬期間を迎えることとなり、さらに年末の繁忙期に入ることから、一層の労働災害防止活動に取り組む必要があります。

【年末・年始労働災害防止運動】を展開

石川労働局は、下記のとおり「年末・年始労働災害防止運動」を展開することといたしました。

実施期間：平成24年12月1日～平成25年1月15日

事業者の実施すべき事項

経営トップ自らが、安全衛生方針を決意表明し、全ての労働者に対して労働災害防止について呼び掛けを行う。

経営首脳陣による安全パトロールを実施する。

機械設備について定期自主点検及び作業開始前の点検の実施を徹底する。

屋外の凍結しやすい場所を確認しシート等を敷くなど、凍結等による転倒災害を防止する。

安全衛生旗の掲揚及び年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示を行う。

冬期間の凍結等による転倒災害を防止しましょう！

平成22年の冬（H22.12～H23.2）は凍結による転倒災害が激増しました。

右の表から、平成22年の冬が前年に比べて寒かったことがわかります。

平成22年の冬、3ヶ月間のうち平均最低気温（県内15箇所の最低気温の平均値）が0未満の日が**56日間**もありました。

また、3年間で発生した転倒災害のうち、約66%が**-2未満の日**に発生しており、-4未満になった日は3日間しかなかったにもかかわらず19件発生しました。

石川県の平均最低気温別労働災害発生状況

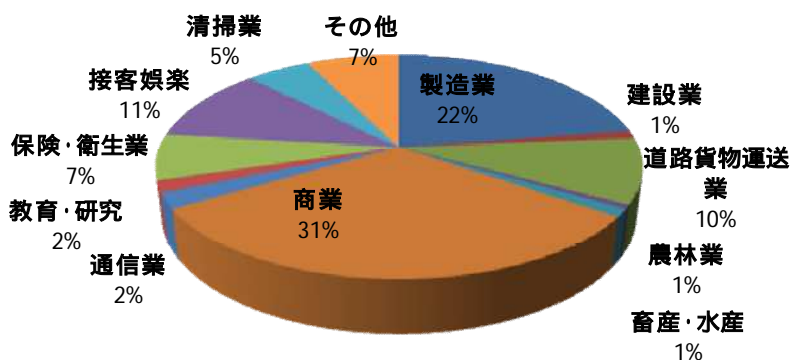
	災害件数	最低気温が低い日の日数			
		H20年冬	H21年冬	H22年冬	3年間合計
0 以上	15	49	53	34	136
0 未満-1 以上	13	17	16	19	52
-1 未満-2 以上	32	18	9	17	44
-2 未満-3 以上	44	6	9	8	23
-3 未満-4 以上	55	0	3	9	12
-4 未満	19	0	0	3	3

業種別では商業がトップ

業種別では、**商業（約31%）**がもっとも多く、製造業（約22%）、接客娯楽業（約11%）、道路貨物運送業（約10%）の順となっています。

時間帯別では、通勤時間帯である**6時～9時**の間に集中（約56%）して発生しており、また新聞販売業での転倒災害が約17%を占めています。

冬期の転倒災害内訳（県内、過去3年間）



時間帯別労働災害発生状況

時間	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	21	23
災害発生件数	1	1	3	5	15	16	11	36	34	18	9	1	2	1	4	7	4	5	1	1	1	2

以上の発生状況を踏まえ、次の対策を実施しましょう。

冬期の転倒災害防止対策について

- 冬期の特に初期については、天気予報に注意し、寒波が予想される場合には、その旨を労働者に周知すること。
- 出勤時間には余裕をもたせ、また、天候の状態ではやむを得ず出勤時間に間に合わなくてもペナルティ等を与えることのないよう配慮すること。
- 早めに駐車場及び駐車場から事業場までの通路を確保するため、除雪や融雪剤の散布を行うこと。さらに、凍結で特に危険のある箇所には転倒防止の敷物等を設けること。
- 構内における人がよく利用する屋外（半屋外）通路を優先的に除雪し、出入り口については転倒防止用マット等を敷くこと。
- なお、融雪のための散水を行う場合は水はけに注意すること。
- 早めに事業場内を点検し、特に凍結して滑りやすいところ、除雪が困難で通行が難しい箇所など危険な場所を特定し、これを周知すること（構内安全マップ等の作成）。
- 労働者に対して、次の事項を行うよう指導・教育すること。
 - 凍った路面を歩くときは歩幅を普段より狭くすること。足の裏をつけた「すり足」を行うこと。
 - やむを得ず凍結した屋外で作業する場合は、ヘルメットや膝、肘パットなどを着用すること。
 - 日頃から運動に心掛け、転倒しても負傷しないよう身体能力の維持向上に努めること。
 - 特に50歳以上の高齢労働者は、心身能力と行動に大きな不一致を生じる場合があり、転倒防止のための運動指導を受けることが望ましいこと。
 - 接客や荷物の積荷等屋外で作業を行う際は、あせらずゆっくりと行動することを心掛けること。